SSBJ

第 59 回サステナビリティ基準委員会

資料番号	審議事項(4)-3
日付	2025 年 11 月 20 日

プロジェクト	SSBJ 基準テーマ別基準第 2 号「気候関連開示基準」 ISSB 公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正—IFRS S2 号の修正案」に対応する気候関連開示基準の改正
項目	SSBJ 基準の初めての改正にあたって必要と考えられる変更

Ⅰ. 本資料の目的

1. 当委員会は、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）より、2025 年 4 月 28 日に公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正—IFRS S2 号の修正案」（以下「ISSB の公開草案」という。）が公表されたことを踏まえ、ISSB によって ISSB の公開草案において提案された内容が確定し、IFRS S2 号の修正として公表されることを前提として、対応するサステナビリティ開示テーマ別基準第 2 号「気候関連開示基準」（以下「気候基準」という。）の取扱いについて、検討を行っている。

2. 前項に関連して気候基準を改正する場合、2025 年 3 月に我が国最初のサステナビリティ開示基準（以下「SSBJ 基準」という。）を公表後、初めての SSBJ 基準の改正となる。本資料は、初めての SSBJ 基準の改正にあたり、気候基準に加えて、サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」（以下「適用基準」という。）及びサステナビリティ開示テーマ別基準第 1 号「一般開示基準」（以下「一般基準」という。）を含めて、必要と考えられる改正内容について、議論することを目的としている。

3. 具体的には、次の点について議論することを目的としている。

   (1) 適用時期等の定めについての変更（適用基準、一般基準及び気候基準）

   (2) SSBJ 基準の改正にあたり検討が必要となるその他の変更

      ① 定義（適用基準）

      ② 団体名の記載（適用基準及び気候基準）

Ⅱ. 事務局による提案の要約

4. 本論点における事務局の提案を要約すると、次のとおりである。

   (1) 適用時期の定めについて、次の変更を提案する。

① 適用基準、一般基準及び気候基準は同時に適用しなければならないとする定め（適用基準第 91 項、一般基準第 40 項及び気候基準第 100 項）を削除する（後述の第 10 項(1)参照）。

② 適用基準、一般基準及び気候基準における「本基準は、公表日以後終了する年次報告期間に係るサステナビリティ関連財務開示から適用することができる」とする定め（適用基準第 92 項、一般基準第 41 項及び気候基準第 101 項）を、2025 年 3 月に公表した基準の適用時期に関する定めとして明確化する（後述の第 10 項(2)参照）。

③ ①及び②の変更は、気候基準及び適用基準だけでなく一般基準も対象となるため、一般基準の改正の適用時期について、気候基準の改正の適用時期と同様とすることを定める（後述の第 10 項(3)参照）。

(2) その他、SSBJ 基準の公表後初めての改正にあたり、必要な改正を行う（後述の第 12 項から第 20 項参照）。

Ⅲ. 適用時期等の定めについての変更

SSBJ 基準における適用時期等の定め

5. 2025 年 3 月に公表した現行の SSBJ 基準では、適用時期等について次の定めが置かれている。

(1) 適用基準、一般基準及び気候基準は同時に適用しなければならないとする定め（適用基準第 91 項、一般基準第 40 項及び気候基準第 100 項）

(2) 本基準は、公表日以後終了する年次報告期間に係るサステナビリティ関連財務開示から適用することができるとする定め（適用基準第 92 項、一般基準第 41 項及び気候基準第 101 項）

6. 前項の定めは、SSBJ 基準に従って開示を行うことが強制される時期については、法令において定められることが想定されることを前提として、SSBJ 基準では、基準の公表日である 2025 年 3 月 5 日以後終了する年次報告期間から適用することができるとしておくこと、また、2025 年 3 月 5 日に同時に公表された適用基準、一般基準及び気候基準は、3 つの基準の定めのすべてを適用しなければならないことを明確化することを意図して設けられていたものである（適用基準 BC167 項から BC169 項、一般基準 BC61 項から BC63 項及び気候基準 BC218 項から BC220 項）。

SSBJ 基準の改正にあたっての考慮事項及び対応案

7. 当委員会事務局は、気候基準改正案において、2025 年公表予定の IFRS S2 号の修正に対応する気候基準の改正を提案するにあたり、IFRS S2 号の修正の発効日と整合的な適用時期についての定めを設けることを提案することを検討している。すなわち、2027 年 1 月 1 日以後開始する年次報告期間に係る気候関連開示からは適用を強制することとし、ISSB による IFRS S2 号の修正の公表日以後終了する年次報告期間に係る気候関連開示について、公表承認日前に限り、早期適用することを認める方向で検討を進めている（第 58 回サステナビリティ基準委員会（2025 年 10 月 23 日開催）の審議事項(4)-5 を参照）。

8. また、適用基準改正案において、IFRS S2 号の修正に伴う「SASB スタンダード」の結果的修正が行われることに対応した、参照する「SASB スタンダード」の更新を提案するにあたり、気候基準改正案と同様の適用時期についての定めを提案することを検討している（審議資料(4)-2 参照）。

9. ここで、本資料第 5 項に挙げた既存の SSBJ 基準における定めは、(1)SSBJ 基準を改正するにあたっては、改正基準の適用が強制される時期を定める必要がある点、及び(2)適用基準、一般基準及び気候基準のうち一部のみが改正の対象となり、それぞれの基準について異なる適用時期の定めが設けられる可能性があることが必ずしも想定されていないため、提案を検討している適用時期に関する定めとの関係が分かりにくく、円滑な基準の適用を妨げるおそれが生じる可能性がある点について指摘がなされている。

10. このため、次のとおり、現行の SSBJ 基準の定めを変更することとしてはどうか。

    (1) 適用基準、一般基準及び気候基準は同時に適用しなければならないとする定め（適用基準第 91 項、一般基準第 40 項及び気候基準第 100 項）を削除する。

    (2) 本基準は、公表日以後終了する年次報告期間に係るサステナビリティ関連財務開示から適用することができるとする定め（適用基準第 92 項、一般基準第 41 項及び気候基準第 101 項）を、2025 年 3 月に公表した基準の適用時期に関する定めとして明確化する。

    (3) (1)及び(2)の変更は、気候基準及び適用基準だけでなく一般基準も対象となるため、一般基準の改正の適用時期について、気候基準の改正の適用時期と同様とすることを定める。

11. なお、前項(1)の提案は、SSBJ 基準を適用するにあたっては、当委員会が公表するサステナビリティ開示基準の定めのすべてを適用しなければならない旨について、準拠表明に関する適用基準第 79 項の定めを参照できることを考慮に入れている。

Ⅳ. SSBJ 基準の改正にあたり検討が必要となるその他の変更

定義

（サステナビリティ開示基準）

12. 現行の適用基準では、「サステナビリティ開示基準」（適用基準第 4 項(9)）について、2025 年 3 月の最初の SSBJ 基準の公表時点で当委員会が開発し公表した次の基準のみから構成されるものとして定義している。

    (1) サステナビリティ開示ユニバーサル基準

    (2) サステナビリティ開示テーマ別基準

13. この点、サステナビリティ開示基準の改正の可能性という意味では、今後、当委員会が、公益財団法人財務会計基準機構が公表する「サステナビリティ開示基準の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「適正手続規則」という。）において、当委員会が適正手続を経て公表するサステナビリティ開示基準を構成するものとして挙げられている「サステナビリティ開示ユニバーサル基準」、「サステナビリティ開示テーマ別基準」、「サステナビリティ開示産業別基準」及び「サステナビリティ開示実務対応基準」のうち、現行の適用基準第 4 項(9)で挙げていないものについても公表する可能性が想定される。

14. このため、適用基準の本文では、公表するサステナビリティ開示基準に言及しない形とし、結論の背景において、適正手続規則に基づき想定される基準の種類を説明するように適用基準を修正することが考えられるがどうか。

（IFRS サステナビリティ開示基準）

15. 現行の適用基準では、「IFRS サステナビリティ開示基準」（適用基準第 4 項(10)）について、2025 年 3 月の最初の SSBJ 基準の公表時点で ISSB が公表した基準について、個別の基準名を、その公表日とともに記載する形で定義している。

16. この点、ISSB が IFRS S2 号の修正を公表し、今後も既存の ISSB が公表した基準の改訂や新たな基準の公表の可能性があることを考慮すると、現行の適用基準の定義では、ISSB が基準の公表又は改訂を行う都度、適用基準における定義の定めについて、変更を行う必要性が生じることが考えられる。

17. このため、「IFRS サステナビリティ開示基準」の定義を、IFRS S1 号における定義と整合的に、ISSB が公表する、その名称の基準を指すものとして変更し、個別の基準書名への言及については削除することが考えられるがどうか。

団体名の記載

18. 現行の適用基準及び気候基準では、参照している ISSB や IFRS 財団等が公表する資料について、公表元の団体名を記載している場合がある。

19. この点、公表元の記載があることで、公表する団体の名称変更や合併等により、団体名等の名称が変更される都度、団体名の変更を行う必要性が生じることが考えられる。一方、これらの資料の多くは、公表元の記載がなくとも、資料自体が既に広く周知されており、どの資料を指しているかが明らかな場合が多いと考えられる。

20. このため、IFRS S1 号でも、団体名を記載せず基準名だけを記載していることが確認できる（IFRS S1 号 C2 など）ことを考慮し、団体名の記載を削除しても識別可能な資料について、公表している団体名を削除することが考えられるがどうか。公表元の団体名を削除することが考えられる資料には、次が含まれる。

(1) 「ISSB が公表する IFRS サステナビリティ開示基準及び付属するガイダンス」（適用基準第 4 項(11)①など）

(2) 「IFRS 財団が公表する『SASB スタンダード』（2023 年 12 月最終改訂）」（適用基準第 4 項(11)②など）

(3) 「グローバル・レポーティング・スタンダード・ボード（GSSB）が公表する『GRI サステナビリティ・レポーティング・スタンダード』」（適用基準第 55 項(1)）

(4) 「国際サステナビリティ基準審議会が公表する『IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス』(2023 年 6 月公表）」（気候基準第 16 項など）

ディスカッション・ポイント

① 本資料第 5 項から第 11 項の適用時期等の定めについての変更について、ご質問やご意見があればいただきたい。

② 本資料第 12 項から第 20 項の SSBJ 基準の改正にあたり検討が必要となるその他の変更について、ご質問やご意見があればいただきたい。

③ 本論点に関する改正案（文案）について、ご意見をいただきたい（審議事項（4）-4、審議事項（4）-5 及び審議事項（4）-6）。

以　上